

## 沖縄振興交付金事業等の内閣府点検評価実施要領

〔令和 4 年 8 月 24 日〕  
〔内閣府政策統括官(沖縄政策担当)決定〕

## 第 1 目的

沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興特定事業推進費補助金（以下「沖縄振興交付金事業等」という。）の運用に関し、沖縄県及び沖縄県内の市町村による連携及び協力の下、沖縄の様々な政策課題の解決に向け、より効率的かつ効果的な事業実施を図るため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）による自己評価に加えて、内閣府による点検及び評価（以下「点検評価」という。）を実施する。

## 第 2 実施主体

点検評価の実施主体は、内閣府とする。

## 第 3 対象

点検評価の対象は、以下の予算を活用した事業とする。

- 1 沖縄振興特別推進交付金（以下「ソフト交付金」という。）
- 2 沖縄振興特定事業推進費補助金（以下「推進費」という。）

## 第 4 点検評価事項等

次の各項における点検評価は、別紙 1 の観点に基づき実施するものとする。

## 1 事前評価

新規に採択を行う事業について、より効率的かつ効果的な事業実施に資する観点から、事業目的や事業内容、成果指標等について評価を行い、補助事業者に対し、事業実施に当たっての留意事項を提示する。

## 2 期中点検

適正な事業実施又は事業の効果発現を図る観点から、事業の進捗状況等について点検を行い、補助事業者に対し点検結果を提示する。

## 3 事後評価

成果目標の達成時期において、事業効果を適切に把握し、評価対象事業が属する施策や類似事業の見直し、改善等につなげていく観点から、成果目標の達成状況等について評価を行い、補助事業者に対し評価結果を提示する。

## 第5 具体的対象事業

### 1 ソフト交付金

#### (1) 事前評価

対象となる事業は、新規に採択を行う事業であって、事業費が次に該当するものとする。ただし、対象となる事業が多数ある場合は、単年度平均事業費がより高額である事業を対象とする（年間10件程度）。

- ① 県事業：総事業費10億円以上又は単年度平均事業費5億円以上
- ② 市町村事業：総事業費5億円以上又は単年度平均事業費2億円以上

#### (2) 期中点検

対象となる事業は、前年度以前より継続している事業又は事業終期が到来しているが成果目標の達成時期は到来していない事業であって、次のいずれかに該当するものから選定する。

- ① 事前評価の対象事業
- ② 別紙2に定める点検評価テーマに係る事業

#### (3) 事後評価

対象となる事業は、前年度に成果目標の達成時期が到来した事業であって、次のいずれかに該当するものから選定する。

- ① 事前評価の対象事業
- ② 補助事業者による自己評価で2年以上連続して成果目標が未達成である事業
- ③ 別紙2に定める点検評価テーマに係る事業

### 2 推進費

市町村が実施する事業における点検評価は、ソフト交付金の基準に準じて対象を選定して行うものとする（ただし、事前評価は行わない。）。

また、民間事業者が実施する事業における点検評価は、ソフト交付金の基準に準じて必要に応じ行うものとする。

## 第6 点検評価の手順

### 1 事前評価

- (1) 内閣府は、評価に必要な資料を準備し、外部有識者の意見を聴取する。その際、必要に応じ、個別事業の事業内容等について補助事業者から説明の聴取及び補足資料の提出を求める場合がある。
- (2) 内閣府は、資料及び外部有識者から聴取した意見等を基に、事業目的や事業内容、成果指標等について評価を行い、補助事業者に対し留意事項を提示する。

## 2 期中点検

- (1) 内閣府は、期中点検の対象となる事業であって、事業開始から成果目標の達成時期までの概ね中間年度に位置するもの等具体的に評価を行う事業を選定し、補助事業者に対し通知を行う。
- (2) 内閣府は、評価に必要な資料を準備し、外部有識者の意見を聴取する。その際、必要に応じ、個別事業の事業内容等について補助事業者から説明の聴取及び補足資料の説明を求める場合がある。
- (3) 内閣府は、資料及び外部有識者から聴取した意見等を基に、事業の進捗状況及び成果目標の達成見通し等について点検を行い、補助事業者に対し点検結果を提示する。

## 3 事後評価

- (1) 内閣府は、事後評価の対象となる事業について、具体的に評価を行う事業を選定し、補助事業者に対し通知を行う。
- (2) 内閣府は、評価に必要な資料を準備し、外部有識者の意見を聴取する。その際、必要に応じ、個別事業の事業内容等について補助事業者から説明の聴取及び補足資料の提出を求める場合がある。
- (3) 内閣府は、資料及び外部有識者から聴取した意見等を基に、成果目標の達成状況及びその他効果等について評価を行い、補助事業者に対し評価結果を提示する。

## 第7 外部有識者の知見の活用

内閣府が実施する点検評価に際し、外部有識者の意見を聴取するため、「沖縄振興交付金事業等評価検討会」を開催する。検討会の運営に係る詳細な事項については、別途定める。

## 第8 内容の公表

点検評価の内容は、公表する。

## 沖縄振興交付金事業等 内閣府点検評価における評価の観点

評価の観点	評価ポイント
必要性	沖縄振興計画における位置付けについて
	地域や住民のニーズに対する事業目的の的確性について
効率性	事業目的に沿った事業規模・対象事業等について
	既存（類似・関連）事業との事業内容の整理・連携について
有効性	事業目的・成果指標達成に向けた事業内容について
	整備された施設の活用方策等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用方策の具体性の工夫</li> <li>・施設の維持管理計画の工夫（効率的な方策）</li> <li>・民間事業者の活用や他の地方公共団体との連携の可能性等</li> </ul>
成果指標の設定	成果指標の設定・水準の的確性について（事業目的に照らして）
	適切な成果(アウトカム)指標について
	客観的・定量的な指標について
	（定量的指標の設定が困難な場合）事業目的を反映した定性的指標について
	（必要に応じ）事業の進捗に沿った段階的な成果指標の設定について
その他	上記の他、事業目的・成果指標達成に向けた方策・助言
	他の事業実施主体の参考となるような創意工夫（横展開が期待される取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係自治体等と連携した広域的な効果の発現</li> <li>・分野横断的に複数の政策に関連する相乗的な効果の発現</li> <li>・民間主導の自走的・持続的な効果の発現等</li> </ul>
	参考となる優良類似事例の紹介（国内外、県内外問わず）

※ 別紙2に定める点検評価テーマに係る事業の評価については、以下の点も考慮

- ・ロジックモデルで設定されたアウトカムに対する事業の寄与について
- ・他事業との連携、役割分担の適切性について

沖縄振興交付金事業等 内閣府点検評価におけるテーマ

- 沖縄観光の高付加価値化など更なる質の向上による競争力の強化
- デジタル化の進展に向けた情報通信関連産業の高付加価値化
- 質の向上を通じた「稼げる農林水産業」の実現
- 沖縄の特性を踏まえた新事業・新産業の創出
- 子供の貧困と貧困の世代間連鎖の解消
- 次代の沖縄を担う有為な人材の育成・確保